

# 肝炎対策の推進に関する基本的な指針(令和4年3月7日改正)

肝炎対策基本法の規定に基づき策定されており、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

## 【主な改正の内容】

- 1 B型肝炎に対する根治薬の開発及びC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で対外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すこと
- 2 肝炎総合対策を推進するにあたっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であり、関係者が地域の実情や特性に応じた取組を推進することが必要であること
- 3 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人に対する効果的な広報に取り組むこと
- 4 国は、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業における都道府県と市町村間の情報共有の実態を調査し、好事例の横展開等の施策を検討すること
- 5 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成や、その活動状況の把握、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めること
- 6 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を推進すること
- 7 国は、肝炎ウイルスに持続感染している者(ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。)及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進めること

# 第4次計画策定スケジュール

区分	令和4年										令和5年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肝炎対策協議会	● 昨年度第2回				● 第1回					● 第2回		パブリックコメント	● 第3回	
	・骨子素案の協議 ・現状の整理			・骨子案の協議		・素案の協議				・最終案の協議				
県議会 (生活福祉 保健委員会)						■ 骨子案					■ 素案			